

【1994年12月16日】労働者災害補償保険制度の改善について

労災保険基本問題懇談会

労働者災害補償保険制度の改善について

労災保険基本問題懇談会においては、平成5年4月28日に第1回の会合を開いて以来、今日まで18回にわたって会合を持ち、労働者災害補償保険制度のあり方について幅広く検討を行ったが、このたび当面改正の必要のある事項についてその結論を得たので、報告する。

労働者災害補償保険審議会

会長 萩澤 清彦 殿

平成6年12月16日

労災保険基本問題懇談会

座長 萩澤 清彦

労働者災害補償保険制度の改善について

1. 労働者災害補償保険制度（以下「労災保険制度」という。）は、昭和22年に創設されて以来、数次の改正により、給付水準の向上、年金制の導入、通勤災害保護制度の創設等その内容の充実が図られ、労働者の保護に大きな役割を果たすに至っている。
2. このように既に充実した内容を有する労災保険制度ではあるが、今日の社会経済情勢の変化にかんがみ、本懇談会としては、当面、次のような考え方により、下記の制度改善を行う必要があるとの結論に至った。
 - (1) 我が国社会における人口の高齢化、核家族化、女性の就業率の上昇等の変化は、被災労働者とその家族にも確実なインパクトを与えている。すなわち、重度被災労働者は家庭で十分な介護を受けることが一層困難な状況になっている。また、死亡した被災労働者の遺族世帯にあっては、現行の遺族（補償）年金の最高給付日数の支給対象となる「5人以上」の遺族数を有する世帯が極めて少なくなっており、このような区分を設けることが実態にそぐわなくなっている。さらに、被災労働者の子・孫等の高校への進学が一般的となっている現在、満18歳を超えた時点で直ちにこれらの者の稼得活動を期待し、遺族（補償）年金の受給資格者から除外することは適切とはいえない状況となっている。

このため、労働災害による介護損害の補填という考え方を積極的に採り入れ、介護（補償）給付を創設する等介護施策を大幅に拡充するとともに、被災労働者の遺族に対する給付を改善する必要がある。

- (2) 我が国の労働災害は、全体としては減少傾向にあるものの、中小企業での災害が多数を占めるとともに、死亡災害は、ここ数年、増減を繰り返しながら横這い傾向を続けており、平成6年に入ってから前年より増加している状況にある。また、成人病や仕事による過重なストレスを抱える労働者も増加している。このため、労災保険制度としても、中小企業を対象にメリット制を労働安全衛生施策と緊密にリンクさせるとともに、労働福祉事業の充実を図ることにより、労働災害の予防に積極的に貢献していく必要がある。また、不幸にして被災した労働者については、その社会復帰に向け最大限のバックアップをしていく必要がある。

- (3) 我が国企業の事業活動の国際化が進展する中で、海外に派遣される者が増加し、また、現地法人の代表者として就業する者も増加する等の変化が生じてきている。

このため、特別加入制度を見直し、できる限り海外派遣者を中心とする特別加入者の実態にふさわしい内容にしていく必要がある。

- (4) 労災保険制度は、労働災害によって失われた稼得能力の補填を本来の趣旨・目的とするものであるが、現行の給付基礎日額の最低保障額や年齢階層別最高限度額においては、労働市場における賃金の変動が機動的に反映されていないこと等により、稼得能力が必ずしも適正に評価されていない面がある。

このため、このような不均衡や不公平をできる限り是正していく必要がある。

なお、労災保険給付と民事損害賠償との現行の調整方式においては、労働災害による損害に対する二重填補がなされる可能性があること等の問題があるので、専門的な検討が行われる必要がある。

3. 以上が当面の制度改善に関する基本的な考え方であるが、本懇談会での一年有余の議論の中で、とりわけ若年時被災者を中心とした障害（補償）一時金や給付基礎日額の年齢別最高限度額のあり方あるいは労災保険制度と厚生年金保険制度との調整方式に関する検討を進める中で、被災時年齢や給付時年齢に応じた給付水準のあり方について整合性をもって議論することの必要性が一層強まってきたとみられる。これらの問題は、高齢期の生活費の基本的な部分を担うべき社会保障制度の将来像や労働者の高齢時における就業行動の動向等に深く関わる問題であり、引き続き検討すべきものと考えながら、問題の複雑さ、広がり大きさ等にかんがみ、まずもって行政当局において基礎的データや考え方の整理を行い、できる限り速やかに本懇談会に提示することを期待するものである。

4. また、本懇談会では主として制度面の検討を行ってきたが、かねてから労災保険審議

会でも議論のあった脳・心臓疾患等をめぐる労災認定のあり方を始め制度の運用面については、改善すべき事項について速やかにその実現を図るべきである。

1 高齢化の進展等を踏まえて被災労働者とその家族に配慮した施策の充実

(1) 重度被災労働者に対する介護施策の大幅な拡充

介護（補償）給付の創設

重度被災労働者の介護に要した費用を補填するため、現行の労働福祉事業における介護料を新たな保険給付として位置づけるとともに、支給対象者の拡大及び支給額の引上げを図る。

介護支援施策の拡充

イ 労災ホームヘルプサービス事業の創設

重度被災労働者に対し、労災ホームヘルパーを派遣し、労災の特性を踏まえた介護サービスの提供を行う事業を実施する。

ロ 在宅介護対応住宅資金貸付制度及び介護機器レンタル事業の創設

重度被災労働者に関し、介護に配慮した住宅の増改築等に係る資金を融資する制度及び介護機器のレンタルを行う事業を創設する。

ハ 労災特別介護施設の計画的整備

重度被災労働者のための入居施設であり、新たに上記の介護支援施策の拠点となる労災特別介護施設（ケアプラザ）を計画的に整備する。

ニ 労働福祉事業の規定の整備拡充

以上の施策を中心に、重度被災労働者とその家族や遺族に配慮した介護支援施策を体系的に拡充することにかんがみ、労働福祉事業において重度被災労働者に対する介護に関する援護を行うことができることを法律に明記する。

(2) 遺族（補償）年金の改善

給付水準の改善

最高給付日数（給付基礎日額の245日分）の支給対象となる遺族数（現行5人以上）を4人以上とする等により、遺族（補償）年金の額を引き上げる。

子等の年齢要件の緩和

遺族（補償）年金の受給資格者たる子・孫等の年齢要件を緩和し、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までとする。

2 労働災害の予防から被災労働者の社会復帰までの総合的支援の充実

(1) メリット制の拡充

中小事業主の災害防止活動を促進するため、安全衛生施策を利用して積極的に災害防止活動に取り組む中小事業主に対して、メリット制による保険料の増減幅の限度を

拡大する特例を設けるとともに、メリット収支率の算定方法を改善する。

(2) 労働者の安全と健康の確保に関する支援の充実

労働福祉事業において、中小企業集団による安全衛生活動促進事業及びトータル・ヘルス・プロモーション・プランの拡充等労働者の健康確保事業を実施する。

(3) 被災労働者の早期社会復帰の推進

アフターケア制度の充実

労働災害等による傷病の治癒後の健康管理を図るため、アフターケアの対象となる傷病の範囲を拡大する。

自動車購入資金貸付制度の改善

被災労働者の通勤を容易にするため、自動車購入資金貸付制度の対象者を拡大するとともに、貸付限度額を引き上げる。

3 企業活動の国際化への対応

(1) 海外派遣者特別加入制度の改善

中小事業主（法人等にあつては代表者）として海外に派遣される者を新たに海外派遣者特別加入制度の対象に加える。

(2) 特別加入者の給付基礎日額等の改善

海外派遣者の賃金の実態等を踏まえ、特別加入者の給付基礎日額の上限額を引き上げるとともに、年度途中に加入・脱退を行う特別加入者の保険料の徴収方法を改善する。

4 労働者の稼得能力の実情等を踏まえた公平性や均衡の確保

(1) 給付基礎日額の最低保障額の改善

賃金水準の動向等を踏まえ、給付基礎日額の最低保障額を引き上げる。

(2) 年金給付基礎日額等に係る年齢階層別最高限度額の改善

高齢者の就業実態等を踏まえ、65歳以上層の最高限度額の設定方法を改善する。

(3) 労災保険給付等と民事損害賠償との調整のあり方の検討

同一の事由に基づく労災保険給付等と民事損害賠償（第三者行為災害を含む。）との間の調整のあり方について、法律の専門家による検討を行う。

5 その他

(1) 労災保険率等の改定

過去3年間の災害率等に照らし、労災保険率等を改定する。

(2) 労働福祉事業等に要する費用に充てるべき額の限度の改定

労災保険率の改定による保険料収入の動向等を踏まえ、労働福祉事業等に要する費用に充てるべき額の限度として明示されている保険料収入等に対する割合を改定する。

なお、労働福祉事業を一層重点的かつ効率的に運用するとともに、今後の労働福祉事

業の財源については、労働者の賃金総額の一定割合という考え方に立って、雇用者所得の動向等を十分に勘案したものとなるように努める。

(3) 労働保険料の申告・納付期限等の改善

近年の週休2日制の普及等の状況にかんがみ、労働保険の概算保険料及び確定保険料の申告・納付期限を延長するとともに、賃金水準の上昇等を勘案し、概算保険料の延納が認められる保険料額の下限額等を引き上げる。

(4) 年金支払回数の改善

被災労働者及び遺族の便宜に資するため、年金支払回数（現行年4回払い）を年6回払いとする。

(5) 罰金額の適正化

経済情勢の変化等を勘案して、罰則の罰金額を引き上げる。